



■相談名 内容／予約／日時／場所／問合せ先

法律・暮らし

■法テラス無料法律相談会

法律問題全般。米子市在住または在勤の方で資力が一定額以下の方が対象（1件30分）／要予約／26日（金）午後2時～4時／市役所第2庁舎2階第1会議室／申込先：法テラス鳥取（☎050-3383-5495）／☎生活年金課（☎23-5378、FAX23-5391）

■法律相談センター米子

法律問題全般（1件30分5,000円）※多重債務の相談は無料／要予約／毎週火曜日午後1時30分～4時、毎週金曜日午前10時30分～午後0時30分／米子しんまち天満屋4階／☎鳥取県弁護士会米子支部（☎23-5710）

■司法書士による「無料法律相談会」

法律問題全般／要予約／18日（木）午後6時～8時／米子コンベンションセンター第1会議室／☎鳥取県司法書士会（☎0857-24-7024）

■多重債務・法律相談会

多重債務や借金など（1件30分）／要予約／18日（木）午後1時30分～3時／米子コンベンションセンター会議室／☎鳥取県西部消費生活相談室（☎34-2648、FAX34-2670）・米子市消費生活相談室（☎35-6566、FAX23-5391）

■高齢者なんでも無料電話相談

高齢者の相続、財産管理、介護など／毎週月・木曜午後1時30分～4時／☎0120-65-3948／☎高齢者支援センターとっとり（☎0857-22-3912）

■よなご暮らしサポートセンター法律相談

法律問題全般（費用2,000円）／要予約／16日（火）午後1時～3時／ふれあいの里1階／☎よなご暮らしサポートセンター（☎35-3570）

■よなご暮らしサポートセンター一般相談

日常生活の悩みや不安など／予約不要、電話相談可／平日午前9時～午後5時／ふれあいの里1階／☎よなご暮らしサポートセンター（☎35-3570）

■米子市消費生活相談室

買い物のトラブル、架空請求など／平日午前8時30分～午後5時／市役所本庁舎1階消費生活相談室／☎米子市消費生活相談室（☎35-6566）

■女性の権利110番（弁護士・相談料無料）

DV、離婚、マタハラ・セクハラ、子どもに関する問題など／23日（火）午前10時～午後4時／☎38-1711／☎鳥取県弁護士会（☎0857-22-3912）

行政

■行政相談

予約不要／5日（金）、24日（水）、7月8日（水）いずれも午後1時～4時／5日：市役所第2庁舎2階第1会議室 24日：淀江支所第1会議室 7月8日：市役所第2庁舎3階会議室／☎生活年金課（☎23-5378、FAX23-5391）

■鳥取県行政書士会無料相談

相続、成年後見、交通事故など／予約不要／13日（土）午前10時～午後2時／米子市立図書館1階対面朗読室／☎鳥取県行政書士会事務局（☎0857-24-2744）

人権・こころ

■人権擁護委員による人権相談

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市役所での特設人権相談は、当分の間、開催を中止します。なお、引き続き鳥取地方法務局米子支局では、電話での相談に応じます。☎人権政策課（☎23-5415、FAX37-3184）・鳥取地方法務局米子支局（平日午前8時30分～午後5時15分）（☎0570-003-110）

■西部ひきこもり生活支援センター

ひきこもりでお悩み方やそのご家族を支援します。（相談無料）／平日午前9時～午後5時／☎西部ひきこもり生活支援センター（☎30-4192、✉tottoripeer@fuga.ocn.ne.jp）

■こころの相談会

悩んでいること、つらく、くるしいことなど。／要予約／10日（水）午後2時～4時／米子市立図書館／☎ライフサポートセンターとっとり（☎0120-82-5858、FAX0857-32-5454）

ビジネス

■連合全国一斉集中労働相談ダイヤル

働く中でのトラブル、心配ごとなど電話での相談に応じます。／15日（月）～16日（火）午前10時～午後7時／☎0120-154-052／☎連合鳥取

■起業・経営なんでも相談会

要予約／7日（日）午後1時～5時／米子市立図書館／☎米子市立図書館（☎22-2612）

■ビジネス情報相談会

要予約／12日（金）午後1時～3時／米子市立図書館／☎米子市立図書館（☎22-2612）

■よなご若者サポートステーション

15～39歳の若者の就労・社会参加／要予約／11日（木）午後1時～5時／米子市立図書館／☎よなご若者サポートステーション（☎21-5678、FAX21-5679）

■特許無料相談

要予約／19日（金）午後1時～4時／米子市立図書館／☎米子市立図書館（☎22-2612）

米子市の家計簿

(令和2年3月末現在)

米子市では、市の財政がどのように運営されているかをお知らせするために、平成31年4月から令和2年3月末までの財政状況を公表します。なお、出納整理期間中(令和2年4月1日～5月31日)の収入・支出は含まれませんので、決算額とは異なります。■問合せ 財政課 (☎23-5322、FAX23-5390)

▶ 一般会計

歳入(収入)	予算額	収入済額	収入率	前年同期
市 税	188億3,488万円	185億3,692万円	98.4%	98.6%
国・県からの交付金	307億7,677万円	281億8,517万円	91.6%	92.4%
市の借入金	60億4,844万円	20億9,320万円	34.6%	28.0%
その他	158億4,900万円	136億3,577万円	86.0%	84.0%
合計	715億 909万円	624億5,106万円	87.3%	85.2%

歳出(支出)	予算額	支出済額	支出率	前年同期
民生費	267億3,637万円	215億1,055万円	78.7%	81.4%
総務費	113億 238万円	93億1,639万円	82.4%	79.4%
商工費	79億4,482万円	69億8,338万円	87.9%	88.5%
公債費	66億3,552万円	45億3,618万円	68.4%	73.6%
土木費	62億3,762万円	43億6,161万円	69.9%	62.7%
教育費	61億7,124万円	61億 463万円	98.9%	69.6%
衛生費	39億8,270万円	30億3,396万円	76.2%	60.0%
その他	18億9,844万円	14億9,813万円	78.9%	81.9%
合計	715億 909万円	573億4,483万円	80.2%	77.1%

市有財産の状況	
建物	601,908㎡
土地	7,710,303㎡
有価証券	1億5,042万円
基金	80億1,379万円

市の借入金現在高	
一般会計	596億6,681万円
特別会計	9億 18万円
※市民1人当たりの借入金 (一般会計のみ) 405,610円	

一時借入金の状況	
一般会計	0円

▶ 特別会計

	予算額	収入済額	収入率	前年同期	支出済額	支出率	前年同期
国民健康保険事業	147億4,186万円	131億2,495万円	89.0%	94.2%	134億 306万円	90.9%	92.1%
土地取得事業	4,833万円	0万円	0.0%	100.0%	4,833万円	100.0%	50.0%
駐車場事業	7億1,740万円	1億6,366万円	22.8%	12.3%	6億9,867万円	97.4%	80.4%
市営墓地事業	1,882万円	3,395万円	180.4%	151.7%	1,332万円	70.8%	61.0%
介護保険事業	150億 384万円	133億6,630万円	89.1%	89.1%	134億5,383万円	89.7%	88.9%
後期高齢者医療	18億7,061万円	13億7,540万円	73.5%	91.7%	17億9,849万円	96.1%	96.2%
米子インター周辺工業用地整備事業	6億5,296万円	14万円	0.0%	0.3%	1億 930万円	16.7%	4.1%

▶ 企業会計

水道事業の令和2年3月末の給水人口は18万2,960人、給水戸数は7万6,521戸でした。また、年間の配水量は2,233万6,388立方メートルで、前年度に比べて1.3パーセント減少しました。

工業用水道事業の年間の配水量は15万5,495立方メートルでした。なお、昨年8月以降は給水停止しています。

【予算の執行状況】 ■問合せ 水道局 総務課(水道事業会計：☎32-9913、工業用水道事業会計：☎32-6119)

会計	区分	予算額	執行額	執行率	前年同期
水道事業会計	収益的収支	収入	36億7,135万円	36億5,845万円	99.6%
		支出	32億5,806万円	29億2,803万円	89.9%
	資本的収支	収入	4億9,100万円	4億7,817万円	97.4%
		支出	18億1,330万円	16億8,679万円	93.0%
工業用水道事業会計	収益的収支	収入	883万円	884万円	100.1%
		支出	1,623万円	1,410万円	86.9%
	資本的収支	収入	0万円	0万円	0.0%
		支出	0万円	0万円	0.0%

下水道事業の令和元年度の整備面積は64.72ヘクタールでした。また、この1年間の有収水量は1,222万8,385立方メートルでした。

【予算の執行状況】 ■問合せ 下水道企画課(☎34-1361)

会計	区分	予算額	執行額	執行率	前年同期
下水道事業会計	収益的収支	収入	60億8,429万円	57億5,452万円	94.6%
		支出	56億8,456万円	54億9,744万円	96.7%
	資本的収支	収入	47億7,724万円	38億2,254万円	80.0%
		支出	64億9,106万円	54億1,205万円	83.4%

耐震診断・ブロック塀撤去改修などの費用の一部を助成します

米子市では、木造住宅の耐震診断・耐震化、ブロック塀の撤去・改修、吹付けアスベストの撤去、バリアフリー化、がけ地近接等危険住宅移転にかかる費用について、対象となる事業に対し、費用の一部を支援する事業を行っています。

■申請受付期間 いずれも6月1日(月)～30日(火)

※予算の範囲内での募集になります。募集件数を超えた場合は抽選とします。申請にあたっては、事前にご相談ください。申請書類などは建築相談課にあります。市ホームページでもご確認ください。

■申請先・問合せ 米子市役所2階 建築相談課 (☎23-5227、FAX23-5394)

▶木造一戸建て住宅の無料耐震診断を行います

■事業の概要

米子市では建物の耐震化に対して補助を行っています。木造一戸建て住宅に対しては耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事のそれぞれに補助制度を設けており、中でも旧耐震基準の木造一戸建て住宅については、無料で耐震診断を受けることができます。

米子市から耐震診断技術者(民間の建築士)を派遣し、無料で耐震診断を行います。診断終了後には、お宅へ訪問し、診断結果をまとめた報告書をお渡しするとともに詳細についてご説明します。

また、無料耐震診断の対象以外の住宅や建築物についても、耐震診断に対して費用の一部を助成する制度を設けており、補助制度を活用して、耐震診断を受けることができます。

■募集件数 15件

■対象となる住居

次の①～⑤をすべて満たすものが対象です。

- ①米子市内に建築されており、現に居住しているもの
- ②木造の一戸建て住宅(平屋建て・2階建て)
- ③昭和56年5月31日以前に建築されたもので、昭和56年6月1日以降の増築がないもの
- ④延べ床面積が220㎡以下のもの
- ⑤在来軸組工法、枠組壁工法の工法で建築されたもの

■木造住宅耐震診断事業の流れ

申込多数による抽選等で変更になる場合があります。

6月1日～30日 申込募集期間

9月 派遣建築士の決定

10月～2月 耐震診断調査(立会が必要です。)

3月 耐震診断調査結果のお渡し

▶ブロック塀の撤去・改修費用を補助します

■事業の概要

道路沿いに面し、安全対策が必要なブロック塀の撤去およびフェンス等への改修費用の一部を助成します。

■募集件数 20件

■対象となるブロック塀

次の①～③をすべて満たすものが対象です。

- ①米子市内にあり、住宅および事業所等から避難所に至る経路ならびに建築基準法上の道路に面する民間所有のブロック塀のうち、安全対策が必要と認められるもの
- ②道路面からの高さが60cmを超えるもの
- ③補助を受けて撤去したブロック塀の範囲に新設するフェンス、生垣等への改修

▶その他の助成事業

米子市では、下記の建築関係の助成事業を行っています。くわしくは、市ホームページでご確認ください。

■震災に強いまちづくり促進事業(住宅耐震化事業)

耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事について費用の一部を助成します。

■アスベスト撤去支援事業

民間建築物のアスベスト分析調査ならびにアスベスト除却等の費用の一部を助成します。

■がけ地近接危険住宅移転事業

がけ地の崩落等、危険が著しい区域内の住宅の移転を支援するために、危険住宅の除去費用や、危険住宅に代わる住宅の建設(購入)のための融資の利子相当額を補助します。

■バリアフリー環境整備促進事業

バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、認定を受けた建築物(認定建築物)の整備費の一部を補助します。